

令和4年度新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助対象経費一覧

販路開拓及び生産性向上に取り組む事業

機械設備等費

- ・キャッシュレス機器・セルフレジの導入等の経費
- ・衛生向上や省スペース化のためのショーケース購入経費
- ・生産販売拡大のための、オープン・冷凍冷蔵庫の購入経費
- ・新たなサービス提供のための製造・試作機械の購入
- ・ソフトウェア、システム等の購入費用
- ・自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの
（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）

外注費

- ・ドライブスルー新設のための工事
- ・テイクアウトカウンター新設のための工事
- ・ネット販売システムの構築
- ・新たな看板設置

※単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入や店舗改装等は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の交付を受けた後であっても、一定期間（通常5年間）は処分（目的外での使用、譲渡、廃棄等）が制限されます。

広報費

- ・HP作成や更新
- ・新たな販促用チラシ作成
- ・新たなパンフレット作成
- ・新聞折込
- ・雑誌、インターネット広告
- ・商品販売のための動画作成

※補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は対象外

その他

- ・クラウドサービス利用に関する経費
- ・コンサルティング業務に要する経費
- ・県外商談会参加に要する経費（旅費は除く。）
- ・DX人材育成のための研修会・講座受講等に要する経費
- ・その他、市長が必要と認める経費

対象外となる経費例

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・既存事業に係るもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・交付決定日より以前に支払ったもの（見積書の取得は可）
- ・旅費
- ・自社の人件費
- ・自社内部や個人間の取引によるもの
- ・収入印紙、公租公課
- ・家賃、駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、接待の費用
- ・振込手数料・代引手数料、保険料
- ・用地、建物等の不動産の取得に要する費用
- ・消耗品
例）事務用品、容器・割り箸、梱包材 など
- ・リースによる設備導入
- ・汎用性があり目的外使用となりうるもの
例）パソコン、タブレットPCおよび周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ等）、自動車、バイク、人件費、家賃など
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費